

第十回国会 大蔵委員会 議録 第三十三号

昭和二十六年三月十二日(月曜日)

午後二時二十八分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村文十郎君 理事 小山 長規君
有田 二郎君 佐久間 徹君
島村 一郎君 清水 逸平君
高間 松吉君 吉米地英俊君
三宅 則義君 水田三喜男君
宮腰 喜助君 早瀬田清三君
田中義之進君 松尾トシ子君
深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川基五郎君
大蔵事務官 (主税局長) 平田敏一郎君
大蔵事務官 (主税局長) 石田 正君
大蔵事務官 (主税局長) 酒井 俊彦君
大蔵事務官 (主税局長) 大蔵事務官 (主税局長) 大蔵事務官 (主税局長)

委員外の出席者

議員 大泉 寛三君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月十二日

委員庄司一郎君、柳澤義男君及び益谷秀次君辞任につき、その補欠として西村直己君、堀田十一郎君及び川野芳満君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第三十三号 昭和二十六年三月十二日

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案(内閣提出第八七号)

緊要物資輸入基金特別会計法案(内閣提出第八八号)
物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

夏堀委員長 これより会議を開きます。去る九日、本委員会に付託に相なりました在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案、緊要物資輸入基金特別会計法案、及び物品税法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題といたします。まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西川政府委員。

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案

(在外公館等借入金金の返済に関する法律案の提出その他の措置)
第一條 政府は、在外公館等借入金金(在外公館等借入金金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金金をいう。以下「借入金」という。)の返済を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金金の返済に關し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金金の返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

(返済の方法の基準)
第二條 前條の法律案において、借入金金の返済の方法は、国民負担の衡平の見地から、公平且つ妥當な基準に基いて定められなければならない。

(在外公館等借入金金評価審査会)
第三條 大蔵省に在外公館等借入金金評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、大蔵大臣の諮問に應じ、第一條の法律案の準備に資するため必要な、借入金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議する。

第四條 審査会は、大蔵事務次官及び委員八人以上で組織する。
2 大蔵事務次官は、審査会の会長として会務を総理する。

3 委員は、外務省及び大蔵省の職員並びに学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。この場合において、外務省及び大蔵省の職員のうちから任命する委員の数は、三人以内としなければならない。

4 委員は、非常勤とする。
第五條 前二條に定めるものの外、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條に次の一号を加える。
二十四 在外公館等借入金金の返済の準備に關すること。
第十三條第一項の表中

資産再評価審査会
大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

資産再評価審査会
大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

府において緊急に取得することを必要とするものの取得及び売却を円滑にするために緊要物資輸入基金を置き、その運用に關する経理

を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

(管理)
第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(緊要物資輸入基金)
第三條 緊要物資輸入基金(以下「基金」という。)は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

(基金の運用)
第四條 基金は、政府において特殊需要に應ずるため緊急に取得することを必要とするものを必要とする外国で生産された物資に運用することができる。

2 この会計において、基金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができ、(基金の運用に伴う利益又は損失の処理)

第五條 この会計において、前條第一項の規定による基金の運用によつて利益が生じたときは、これをこの会計の当該年度の歳入に組み入れ、同項の規定による基金の運用によつて損失を生じたときは、これをこの会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に對して不足するときは、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の組入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(基金に属する現金の出納命令の委任)

第六條 通商産業大臣は、基金に属する現金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

(歳入及び歳出)

第七條 この会計においては、第五條第一項の規定による利益の組入金、第四條第二項及び第十五條の規定による預託金の利子、第十六條第二項但書の規定による借入金、借入金及び融通証券の発行に因る収入金、第十二條の規定による一般会計からの補てん金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、第十六條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第五條第一項の規定による損失の補てん金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第八條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第九條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第八條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(決算上の剰余の繰入)

第十一條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第五條第一項の規定による利益の組入金、第四條第二項及び第十五條の規定による預託金の利子並びに附屬雑収入の収納済額の合計額(以下「収納済額の合計額」という。)から当該年度における事務取扱費、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第五條第一項の規定による損失の補てん金並びに附屬諸費の支出済額と当該年度における第二十條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等の合計額」という。)を控除して剰余があるときはこれを一般会計に繰り入れるものとする。

(決算上の不足の補てん)

第十二條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出をもつて補てんする。但し、その補てんのための歳出予算額が当該年度において計上されていないため補てんできないとき、又は計上された当該年度の歳出予算額が当該補てん額に對して不足するため補てんできないときは、その補てんできない金額は、翌年度において補てんするものとする。

(歳入歳出決算計算書の作製及び送付)

第十三條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第二項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳出の支拂上の余剰金)

第十五條 この会計において、歳出の支拂上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに基金に属する現金の繰替使用)

第十六條 この会計において、歳出の支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は基金に属する現金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等の事務)

第十七條 前條第一項の規定による一時借入金、借入金及び融通証券並びに同條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する一時借入金、借入金及び融通証券の利子、第十六條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(基金支出負担行為計画及び基金支拂計画)

第十九條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、基金に属する現金の支出の原因となる契約その他の行為(以下「基金支出負担行為」という。)の所要額及び基金に属する現金の支拂(以下「基金支拂」という。)の所要額を定め、基金支出負担行為の計画(以下「基金支出負担行為計画」という。)又は基金支拂の計画(以下「基金支拂計画」という。)に關する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による基金支出負担行為計画及び基金支拂計画の承認をしたときは、基金支出負担行為計画については、通商産業大臣及び会計検査院に、基金支拂計画については、通商産業大臣、会計検査院及び日本銀行に、その旨を通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、基金支出負担行為又は基金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た基金支出負担行為計画又は基金支拂計画に定める金額をこえてはならない。

(支出未済額の繰越)

第二十條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第二十一條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律中附則第三項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）は、廃止する。

3 昭和二十五年年度において旧貿易特別会計法第十條第二項の規定により借入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券で、昭和二十六年三月三十一日までに償還できないもの（以下「未償還借入金等」という。）は、同條第三項の規定にかかわらず、貿易特別会計の昭和二十五年年度の歳入をもつて償還することができる。

4 貿易特別会計の昭和二十五年年度の収入支出並びに昭和二十四年度及び昭和二十五年年度の決算については、なお従前の例による。

5 この法律施行の際貿易特別会計に属する資産（現金及び未收金債権を除く。）及び負債（同特別会計において昭和二十五年年度中に支拂義務の生じた歳出金でこの法律施行の際までに支出済とならなかつたものに係る負債及び未償還借入金等を除く。）のうち、昭和二十

五年度特別会計予算補正（特第一号）乙号国庫債務負担行為に基いて同会計において昭和二十五年年度中にした行為に係るものは、基金に帰属するものとし、残余のものは、一般会計に帰属するものとする。

6 貿易特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結（以下「出納の完結」という。）の際同特別会計に属する未收金債権及び同特別会計において昭和二十五年年度中に支拂義務の生じた歳出金で出納の完結の際までに支出済とならなかつたものに係る負債は、出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

7 出納の完結の際貿易特別会計に属する現金は、出納の完結の際一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

8 昭和二十五年年度における貿易特別会計の歳出予算同年年度において支拂義務の生じた歳出金で出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度の一般会計に繰り越して使用することができる。

9 第二十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

10 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計を「緊要物資輸入基金特別会計」に改める。

第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の

別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売掛に関する事業を行うこと。（臨時通商産業事務局の所掌に係ることを除く。）

11 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「貿易特別会計に対する債権」を「貿易特別会計に對し有していた債権で同特別会計の廃止に伴い一般会計に對する債権となつたもの」に改める。

12 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「貿易特別会計」を削り、「輸出信用保険特別会計」の下に「中小企業信用保険特別会計、緊要物資輸入基金特別会計」を加える。

物品税法の一部を改正する法律案物品税法の一部を改正する法律物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二種第三号を次のように改める。

三 サツカリン、ヅルチン及此等原料トスル調味用固型人工甘味料

第二條第一項第二種第三号を次のように改める。

等原料トスル調味用固型人工甘味料

イ サツカリン及ヅルチン
一 瓶ニ付 千円
ロ サツカリン又ハヅルチン
原料トスル調味用固型人工甘味料

サツカリン又ハヅルチン 千円
ノ使用量一 瓶ニ付

第三條第三項中「及サツカリン又ハヅルチンノ本数」を「サツカリン又ハヅルチン原料トスル調味用固型人工甘味料ノ原料トシテ使用セラレタルサツカリン又ハヅルチンノ量」に改める。

第四條中「第二種第四号」を「サツカリン又ハヅルチン原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該調味用固型人工甘味料ニ使用セラレタルサツカリン又ハヅルチンノ量、第二種第四号」に改める。

第八條第一項中「第二種第四号」を「サツカリン又ハヅルチン原料トスル調味用固型人工甘味料ニ付テハサツカリン又ハヅルチンノ使用量、第二種第四号」に改める。

第十六條ノ二中「受取書ノ発行」の下に、「第一種又ハ第二種ノ物品（第七條第一項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタルモノ及第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出スルモノヲ除ク）ニ付テハ物品税証紙又ハ之ニ代ルベキ物品税ノ課セラルベキ物品ナル旨ノ表示ヲ受ケタル証紙（物品税表示証ト謂フ以下同ジ）ノ貼付」を加え、同條に次の四項を加える。

前項ノ規定ニ依リ物品税証紙又ハ物品税表示証ノ貼付ヲ命ゼラレタル者ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ申告書ニ毎月貼付シタル物品税証紙又ハ物品税表示証ノ種類及枚数ヲ併セ記載シ申告スベシ

第一項ノ物品税証紙ハ政府ノ作成シ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者ニ之ヲ交付ス

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者第一項ノ物品税表示証ニ同項ノ表示ヲ受ケントスルトキハ其ノ製造スル第一種又ハ第二種ノ物品ニ對シ貼付スル商標其ノ他ノ表示ヲ記載シタル文書又ハ國圖ヲ政府ニ提出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受ケベシ

第一項ノ物品税証紙ノ様式及同項ノ表示ノ形式ハ大蔵大臣ノヲ定ム同條ノ次に次の一條を加える。

第十六條ノ三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ物品税表示証（第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付シタル此等ノモノヲ除ク）ヲ譲渡シ又ハ譲受タルコトヲ得ズ但シ貼付前ノモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付セラレタル物品税証紙又ハ物品税表示証ヲ当該物品以外ノ第一種又ハ第二種ノ物品ニ對スル同項ノ規定ニ依リ貼付ニ使用スルコトヲ得ズ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ販売者ハ其ノ販売ノ目的ヲ以テ所持スル

第一種又ハ第二種ノ物品ニ貼付シ
アル物品税証紙又ハ物品税表示証
ヲ故意ニ破毀スルコトヲ得ズ
第十八條第二項中「前項ノ犯罪ニ
係ル物品」の下に「(書面及骨董ニ在
リテハ小売シタルモノ)」を加ふる。

第十九條第一号中「又ハ第二項」を
「若ハ第二項又ハ第十六條ノ二第
二項」に改め、同條第二号中「第十六
條ノ二」を「第十六條ノ二第一項」に改
め、同條に次の一号を加ふる。

三 第十六條ノ三第一項又ハ第二
項ノ規定ニ違反シタル者
第二十條第三号ヲ同條第四号と
し、同條第二号の次に次の一号を加
ふる。

三 第十六條ノ三第三項ノ規定ニ
違反シタル者
第二十二條ノ二中「及第二十條乃
至前條」を「第二十條及前條」に改
める。

附則
一 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。

二 この法律施行前に物品税を課せ
られたサツカリン又はツルチンを
原料として製造した調味用固型人
工甘料であつてその製造者がこの法
律施行の際その製造場において所
持するものについて、第三項の規
定による申告がされたときは、そ
の原料として使用されたサツカリ
ン又はツルチンをこの法律施行の
日において当該製造場にもどし入
れたものとみなす。

三 この法律施行の際前項に規定す
る調味用固型人工甘料をその製
造場において所持する者は、当該
物品につきその成分、数量及び貯

蔵の場所をこの法律施行後一月以
内(この法律施行後一月以内にそ
の製造場より移出するときは移出
前)にその製造場の所轄税務署に
申告しなければならない。

四 この法律施行前より引き続いて
サツカリン又はツルチンを原料とす
る調味用固型人工甘料を製造す
る者は、この法律施行後一月以内
に、その旨を所轄税務署に申告し
なければならない。

五 前項の申告は、その住所、氏名
又は名称、その製造している物品
の品名及びその製造場を記載した
申告書を所轄税務署に提出してし
なければならない。

六 第四項の規定による申告をした
者は、この法律施行の日において
物品税法第十五條の規定による申
告をしたものとみなす。

七 第四項の規定による申告をしな
かつた者は、物品税法第十五條の
規定による申告をしなかつたもの
とみなす。

八 印紙等模造取締法(昭和二十二
年法律第八十九号)の一部を次
のように改正する。

第一條第一項中「印紙」の下に
「若しくは物品税法第十六條ノ二
の規定による物品税証紙を」、「税
印の印影」の下に「若しくは物品税
法第十六條ノ二の規定による表示」
を加え、「若しくはこれに」を「若
しくはこれらに」に改め、「有する
印影」の下に「若しくは表示」を加
ふる。

○西川政府委員 ただいま議題となり
ました在外公館等借入金の返済の準備

に關する法律案の提案理由を御説明申
し上げます。
在外公館等借入金につきましては、
さきに制定されました在外公館等借入
金整理準備審査会法に基き、政府は鋭
意その確認事務を進めて参つたのであ
りますが、確認を終えたこれらの借入
金は、できるだけすみやかに返済いた
したい所存であります。よつて政府
は、その返済を昭和二十六年中に開
始することとし、返済に關して必要な
事項を定める法律案を、この法律施行
後最初に召集される国会に提出し、返
済に必要な諸般の措置を講ずることと
するとともに、右の返済に關する法律
案に織り込むべき事項のうち、最も重
要であり、また困難な問題であります
ところの、借入金を表示する現地通貨
の評価について、特に諮問機關を設置
して、評価に關する事項を調査審議さ
せることとしたものと存する次第で
あります。

次に緊要物資輸入基金特別会計法案
提出の理由を御説明申し上げます。
政府におきましては、特殊需要に
應ずるため、緊急に取得することを必要
とする外国で生産された物資の取得及
び売拂いの円滑にする目的をもつて、
緊要物資輸入基金を置き、一般會計か
らの繰入金をもつてこれに充てること
とし、その運用に關する経理を一般會
計と区分して行つたために、緊要物資輸
入基金特別会計を設置したとすること
ものであります。

この會計におきましては、ただいま
申し述べました物資の取得及び売拂い
は、基金の運用として行ふこととし、
この會計の歳入歳出といたしましては
は、基金の運用によつて生じた利益の

繰入金、預託金の子利、借入金の借入
及び融通証券の発行による収入金、決
算上の不足補填のための一般會計から
の補填金等をもつてその歳入とし、事
務取扱費、借入金及び融通証券の償還
金、一時借入金、借入金及び融通証券
の利子、融通証券の発行及び償還に關
する経費、並びに基金の運用によつて
生じた損失の補填金等をもつて、その
歳出といたしますとともに、この特別
會計の決算上の剰余及び不足の処理、
予算及び決算の作成、提出の手続等、
特別會計として必要な措置を規定いた
そうとするものであります。

なお政府貿易から民間貿易の移行に
伴ひまして、本特別會計の創設に際
し、貿易特別會計はこれを廃止するこ
とが適当と思われまふので、その廃止
及びこれに伴ふ必要な措置をあわせて
規定いたそうとするものであります。
次に税法の一部を改正する法律案に
つきまして、その提案の理由を御説明
申し上げます。

物品税につきましましては、さきに第九
回國會の審議を経まして税率の引下
げ、生活必需品及び事務用品に對する
課税の廃止等の改正を行つたのであり
ますが、なお若干制度の改正を必要と
認めまして、ここにその改正案を提案
いたしました次第であります。

今回の改正の内容は、二点でありま
して、第一は、サツカリンまたはツル
チンを原料とする錠剤甘味料につきま
しては、従来はその原料段階において
課税いたしておるものでありますが、納
税資金の調達等を考慮いたしまして、
今後は原料段階においては原料免稅を
行ひ、製品段階において課税すること
にいたしましたのであります。

第二は、物品税の取締りを容易に
し、脱税の絶滅を期するために、製造
場から移出される際の形のまま、小売
店舖において陳列販売されるような物
品のうち、特に必要なものにつきま
しては、その製造者に対して、移出の際
物品税証紙の貼付を命ずることとした
したのであります。この物品税証紙は
政府において発行し、納税義務者に無
料で交付するのであります。

以上の改正によりまして、物品税に
つき一層納税の円滑化、負担の適正を
はかることができると考へるのであり
ます。

以上が三法律案を提出いたしました理由
でございます。何とぞ御審議の上、す
みやかに賛成せられんことを切望して
やまない次第であります。

なお各法案につきましましては、もう少
し具体的に御審議に入ります前に、も
う一度御説明申し上げたいと存じてお
ります。

○夏堀委員長 この際お諮りいたしま
す。委員外大泉寛三君より委員外の発
言を求められておりますので、これを
許すことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○夏堀委員長 御異議ないようであり
ますから、大泉君。

○大泉寛三君 委員外の発言をお許し
願ひましたことを厚く御礼申し上げます。
ただいま各務署で行われております
富裕税の資産申告に對してであります
が、この資産申告のうち、有価証券
として株式の評価には、特に不合理な
点あるいは不当と思はれる点がありま
すので、主税局長にお伺ひしたいので

あります。それは最近個人から法人に変更された同族会社または前からの同族会社であります。この株の評価がきわめて有価証券としての価値から飛び離れた価格でもって評定されておる。富裕税そのものはきわめて少額でありますから、むしろ資産を大きく見られるのは喜ばしいと言ふ人もあります。しかし、この額が膨大になりますと、ひいては財産税の問題も起つて来る。それから譲渡に對して譲渡所得というふうな計算も想像される。

またこれを他に転売した場合においては、やはりその利得は当然課税されるというふうな、相当大きな広範面不安感を抱いておられますので、この際主税局といたしまして、同族会社に對してどんな基準でこの評価を見られておるか。場所によりまして、同じような物件ですらたいへん違つた評価でこれを見られて、この有価証券を株式に割當てて評定しておる状態であります。この点一般市場に出ておる株式とを比較對照してあまり不合理ではないか。もう一つはどんな基準でもつてこの一般の査定をされておるかということ、を、ますますお伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 同族会社の株式の評価の問題でございまして、この問題はなか／＼むずかしい問題でございまして、法律では御承知の通り時価によるという大原則を掲げておりますが、これとは時価の評定と申しますか、これをどうして正しくやるかという問題に歸着するわけでありまして、大体の考え方といひましては、もちろん一般の株式が上場されている会社は、十二月一箇月の平均相場によることになつて

おるのであります。同族会社の多くはそのような取引所の相場みないなものがなないので、なか／＼むずかしいのでございまして、できる限り上場株に近い種類のものにつぎましては、それと類似の評価方法をとる方がよいという考えからいたしまして、大体同族会社のうち株主の一人及びその親族で七割以上支配しておるものと、七割未満のものとはわけまして、七割未満のものにつぎましては類似の株式の上場相場がございします場合におきましては、そういう相場も十分考慮に入れます。それからもちろん売買の実例がある相場を参考して評価するということ

にいたしておるのであります。また、たゞ一人株主と申しますか、大部分を一人で、あるいはその親族で持つておる、こういう同族会社の場合におきましては、なか／＼基準がむずかしい。そこでそういう会社につきましては、個人の企業の評価と申しますか、個人の企業財産の評価に準じまして、結局会社の資産の内容を調べまして、土地、家屋、商品、そういう会社の正味資産を調査いたしまして、負債はもちろん差し引まして、差引いた残りの株式一株当たりが幾らの資産になるか、そういう方法でやるよりほかはないという

ことになるのでございまして、大体その基準でやることにいたしてございします。ただそれだけでした結果、大分一般の上場株と値段に開きがついてございまして、問題が御承知の通り大分深刻のようではございします。さしあたりといひましては、納税者に對しましては自己の適当と認める時価で、申告していただくということにして

いただきまして、なお相当実例等が集まりました上で、全部のものについて適切な基準をきめるかきめないか、その辺は申告を受けた後において令書を交付するようにいたしたい。収益が比較的少いようなものにつぎましては、現在でもある程度しんじやくするといふふう

にいたしてございします。なか／＼そういう問題だけでは一般の上場株とのバランスが、はたしてとれるかとれないか問題は多々あるようではございします。何しろ上場されている株の値段が低いと申しますか、正味資産一株当たりで算定したものに對しまして、現在の株が非常に低くなつてゐる。そういうところにも大分問題がございまして、個人の企業資産に引きつけて評価するか、あるいは上場株の会社の株式に引きつけて評価するか、なか／＼この辺むずかしい問題が多いようではございします。従ひましてさしあたりといたしましては、納税者が自己の正しいと信ずる時価で申告していただく、相当実例が出て来ると思ひますので、その上で政府といたしましては安当な評価に結論的に歸着するようにはいたしたいという趣旨で、目下運用をいたしております。非常にむずかしい問題でありますので、御意見等十分に考慮いたしまして、適切な結論を見出すようにいたしたいと考える次第であります。

○大泉三三君 ただいまの主税局長の御答弁は、申告を基礎としてやられるという御意見でたいへん満足いたしました。特に資産の評価の基礎でありまして、もちろん物件としての見方、あるいは営業収益というふうな見方もありまじやうが、これに對してはやはり全国統一ある見方でやつてもらいた

いということ、希望申し上げておきます。それから同じ持株にしても、同族会社の同族と意味するものは、いわゆる全部の七割、六割というところにならなければならないと思いますが、その残余の二割とか三割とかいふものに對しては、やはりこれは証券であるとなすべきことが至当ではないか。特に市場性もなし、また事業に直接参画してゐるわけでもないもので、ただ持分だけを保持されているような若干の株に對して同じように見るといふことは、不合理ではないかと私は思ひますが、これに對して局長の御見解を承りたい。

もう一つ、これをどういふふう

に同族と思ふたものではとてまかなわぬから、これをどこかに譲渡しよう。特に買つてくれる人に譲渡して、いわゆる独占権のないところの五割以下に下つた場合は、この評価をいかにすべきか。いわゆる同族株でなくなつた場合、増資したりあるいは転売したりした場合の後の評価が変更があるかどうか。変更した場合にこれは損失になるかあるいは欠損とみなすか。いわゆる資産の減額をそこに来すのでありますから、どうしても今までのような評価では、とうていこれは成り立たないと思ひますけれども、その点もあわせて伺いたいと思ひます。

て、少くとも二割程度の評価減、評価を落すということは言つておるのであります。ただはたして二割でいいかどうか、これがまた問題でありまして、どうも今の一般の上場株との比較からいたしまして、二割ではなお不十分だという御意見の方が多いようではあります。そういうふうなものにつぎましては、一応申告をやつていただくまで、その後におきましてなるべく安当なものになるようにいたしたいと考へております。

なお後に処分した場合に、評価された額より非常に低くしか売れないときは、どうするかという問題であります。これは富裕税におきましては、十二月三十一日現在ですべて物事を処理するということになつておりますので、もちろんその後に下りますれば、その次の年からは下つたものによるというところに相なるのであります。今お話のような事例が、縁故関係とかその他の事由がなくて、ほんとうに合理的に経済的に取引される。こういう場合がありますれば、当然この持分の評価といふものは、おそらくそれに近い評価になるべきものではないかと考へる次第であります。何しろ……

○夏堀委員長 私語を禁じます。○平田政府委員 従ひまして一般の株価との関係上、非常に問題があることは十分承知いたしております。そのような点につぎましては、今後実例を集めまして善処したいと思つております。○大泉三三君 それから評価に對して非常に困難だといふ一つの結論になつておりますけれども、金融業者が

2 この法律施行前において、昭和二十六年度予算実行上の要請に因り退職した職員で閣議で定めるものに對する一般の退職手当の額は、国家公務員等に對する退職手当の臨時措置に關する法律第四條及び、第五條の規定にかかわらず、同法附則第六項及び改正後の同法附則第七項の規定により計算した一般の退職手当の額とする。

次に修正案を提出いたしました理由を御説明申し上げますと、まず修正の第一点は、別途本国会に提出せられております行政機関職員定員法の一部を改正する法律によりまして、二十六年に於いて若干の整理人員が出て参りますので、この場合に、この法律による退職金の適用をはかるというところが、修正案の第一点であります。

修正案の第二点は、従来この附則の適用を受けておりました公団その他の政府機関は、成立後二年ないし三年等の短期間のものが多かったもので、特にこの附則を設けて、これらのものに対する特別の退職手当を本法律で規定をいたしましたのでありますが、今回こうした公団並びに閉鎖機関等が、二十六年にわたつて閉鎖その他の整理を続けるわけでございまして、そのために別途恩給法の改正が今国民に間に合わない關係から、一年間の法律の適用を延期するというに相なりまして、勢ひ勤続年限も延びることに相なつたので、従来三年以上は一律に三箇月で打切られておつたのでありますが、特に勤続期間四年以上の者という新たな項目を設けて、それに相應する手当を出そう。同時に従来勤続期間一年以上三年未満の者に對しましては、

二・五箇月の退職手当しか出ておらなかつたのでありますが、この点につきましては、従来貿易公団、食料品配給公団、石油配給公団、配炭公団等、二年ないし三年未満で廃止になつた公団につきましては、一律に三箇月分の退職手当が出ておるといふ前例もございまして、同時にこれらの閉鎖機関等の關係から、また行政機構の改革等に伴つてやめる者が、新たに就職を見つけないといふことは、最近きわめて困難になつてゐる事情もあり、かたゞ、物価の事情等も考慮してやらなければならぬので、この際一年以上三年未満の者につきましては、従来の二・五箇月を〇・五箇月引上げ、新たに、三年以上四年未満の者につきましては、右の率に従ひまして〇・五箇月増額し、新たに設けました四年以上の者につきましては、四箇月分の退職手当を出すということに退職手当の増額をはかることにいたしましたものでございませう。

改正の第三点の附則の点につきましては、これは当初予算等の關係から、四月一日より実施するといふ考え方もあつたわけでございしますが、政府が二十六年一月十九日の予算閣議において、本年度の予算の編成をいたしましたときにさかのぼつて、政府の予算上の措置のために退職しなければならぬ者につきましては、もろもろ本則の中にあります勤続年限に基本給をかけた形において、勤続年限の長い者はそれに従う方が有利な規定に相なるのであります。ところが、それらおそろく四年未満の勤続年限しか持たないといふような者に對しましては、この附則の適用をした方が、退職手当の実収入の上におい

て有利になるということが考えられますので、こうした者に對しましては、四月一日の新年度待たずに、この法律の公布の日からこれを實施することにいたしました。さらに予算編成のときにさかのぼつて、これに基いて退職する者について適用するような方途を講じてやる方が親切である、こういう点から、改正の第三点として修正しようといふことにきめたものでございませう。なおこれに伴ひまして若干の予算の増加額をみるわけでありまして、この点につきましては、大蔵当局との間に折衝いたしました。予算的な措置につきましては、大蔵当局と十分既定予算の範囲内でやりくりができることが確認せられておるのであります。

この修正案に對しまして賛成せられんことを希望いたします。

○農林委員 この修正案について提案者にお尋ねいたしましたと思ひます。この修正案は、はなはだ安当なものと思ふのであります。政府案と比べますと、退職金の率がそれ／＼多少上つております。また勤続期間四年以上の者の規定もつくつてあるわけです。それで政府案實施の場合と、この修正案實施の場合と、予算で大体どのくらい増額することになるのか、それだけ政府の予算の範囲内でやりくりができるかどうか、増額は大體どれくらいになるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○田中(義)委員 農林君の御質問にお答えいたします。このうちで、清算中の肥料配給公団その他の清算中のもの、また本年の三月三十一日に解散予定の価格調整公団、産業復興公団、油脂砂糖配給公団等の九公団、並びに閉

鎖機関等のこうした關係を含めまして、いわゆる政府の直接の行政機關の關係を除きました部分につきましては、公団並びに閉鎖機関等の關係を合せまして、大體政府の原案よりは一億四千万円程度の予算の増加を來すことに相なるわけでありませう。政府のいわゆる行政機關職員定員法の一部改正の法律に基いて出て参りますものにつきましては、相當勤続期間の長い關係がおりますので、そういう人たちが多くあることが予想されるのであります。その關係から見まして、今回附則にある退職金の率を引上げた適用を受けざる者を的確につかむといふことは、現在までの段階においてはできておらないのであります。その場合におきましても、若干この附則の適用によつて、予算が増加する部分があると思ふのであります。それは既定予算の節約その他の範囲内で十分まかない得るというところについて、大蔵当局と修正案の折衝過程において確約を得ておる次第であります。

○夏堀委員長 それではこれより政府原案及び修正案を一括して討論に付します。奥村君。

○農林委員 私は自由党を代表いたしました。政府案並びに修正案に對して賛成の意見を述べたものであります。國家公務員等に對する退職手当の恒久的な制度を實施するといふことは、われ／＼として非常にこれを望んでおるのであります。その準備が進んでいない。従ひまして一年この臨時措置を延長するといふことで、これはやむを得ない処置であると思ひるのであります。

なお田中君提案の修正案につきまし

ては、行政機關職員定員法によるこの退職者も適用するとか、あるいは今日の物価事情その他を勘案して、多少退職金の率を高める、あるいはその實施の時期を早める。これはそれ／＼安当なものと考えますので賛成をするものであります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。

○松尾委員 社会党を代表いたしました。ただいま議題となつておりますこの法律案に賛成をいたすものであります。これは今回機構改正のためにこの法律の適用を受ける方が出て來たので、やむを得ず認めるのであります。けれども、一律的に給與するといふことには、私どもは賛成はできかねるのであります。またこれらのやむを得ず退職をしなければならぬ方々は、今日の物価騰貴あるいは今日の就職の状態を見ましても、すぐに職業にありつけるとは考えられませんが、むしろ私どもは社会党としては、もう少しいい率を上げていいのではないかと思ふくらいであります。

同時に、もう一言つけ加えたいことは、国鉄並びに専売の問題なのであります。この法律の中に、國家公務員等とございまして、この二つの団体も入ることと思ひますが、これはそれ／＼の法規によりまして、給與もあるいは退職手当も団体交渉できねばならぬ性質のものだと思ひます。それゆゑに、これらの二つの国鉄並びに専売は、この法律から除外されて、独自の団体交渉できるべきだと存じますので、さつそくこれらの手続をとつて除外されんことをつけ加えまして、賛成するものでございませう。

○夏堀委員長 深澤委員。

○深澤委員 共産党を代表いたしましたし、改正案に賛成するものであります。政府案よりも一歩前進であり、一応これに賛成しておきます。

○有田(二)委員 たいだい大泉君から質問がありました。富税の問題であります。先般地方へ参りましたときに、地方の国税局の方々がやはりこの問題で非常に悩んでいる。このことは、主税局長もよくお聞きのことだろ、と思います。ただいまの大泉君の質問に対しての答弁のうちにも、そういう趣旨のものも含まれておると思うのであります。今日の税務吏員の中には、非常におもしろくない考え方なり、思想を持つている方がまだあるものであります。かような算定方式のままで、全部が主税局長のようになりつばな税務吏員であるならば、その運営もうまく行くであろうと思つてあります。しかしながら、たゞさんの税務吏員の中には、まだ「芳ばし」がない人たちが相当多数おられます。ゆえに、現状の主税局でおつくりになつた算定方式には、いろいろ問題が起つて来るのではないか、かように考へるのではありませんか、これに対する御所見をお伺いしたいと思います。

○平田政府委員 確かに御指摘のような事実がすでに発生いたしております。が、とりあえず先般国税庁長官から、とにかくさしあたりいたしまして、納税者がかりに正しい申告と思つて、額で申告するといふようにする。あまり今のところむずかしい差出がましい指導は、しばらく見合せたかどうかというふうなことにつきまして、そういう方針から、先般国税庁の方から税務署に通達いたしましたのであります。ただこのまま放任いたしまして、先ほどお

述べてありましたように著しく不公平になりまして、妥協ではございませんで、申告等が集まりました上におきまして、先ほどから申し上げましたような上場株のバランスの問題、個人の企業との比較の問題、こういうたような問題につきましても考慮いたしまして、できるだけ適当な措置を講じまして、十分わかつていないものが、あまりおもしろくない措置をするようなことがないように、その間におきましては十分考へたいと存じておる次第でございます。

○有田(二)委員 この委員会に資料として、富税税に対する算定方式の資料を提出願ひたいと思つて、さらに現状の算定方式がいかなるものであるか、私は関知いたしませんけれども、すでに各地の国税局、税務署からそれぞれ意見も主税局あるいは国税庁の方へ集まつておることであらうと思つて、現状の算定方式を御修正になる御意思があるやいなや、この点は承りたいと思つております。

○平田政府委員 評価の原則につきましては、一応先ほどから申し上げておりますように、国税庁から国税局長あてに通達を出しまして、大体それに準ずる改正資料等も流しておるのでございますが、それを實際見ました結果、どうもいかにも實際に即しない面も確かにあるやに見受けられましたので、先ほど申しましたような措置を、とりあえずとるということにしたのであります。従つて今後さらにそのような点につきましては、追加しまして必要な措置を講じ、妥協なる税務行政の運営に努めたいと考えております。

○有田(二)委員 主税局長の御答弁は、悪いところがあつたら改めてもいい、かように解釈をいたしていいのであります。

○平田政府委員 その通りでございます。あまり機械的に流れて、実情に即しないというやうなことがあるやに認められまして、今申しましたやうなことをいたしておるのであります。今後におきましては十分實際を調べた上で、正しくなかつたことにつきましては修正できる、かようなことにしたいと思つております。

○有田(二)委員 そこでさらに主税局長にお尋ねいたしたいと思つて、かりに三十万円あるいは四十万円ぐらゐの資本金の会社で、實際は相當の資金が少いから、届け出ぬでもいいだらうという輕い誤つた考へを持つておる方も、私は相當あると思つて、従つて一定期限のうちに正さなければならぬというて、ちゃんと指示してあつた期日、出せないという向きもあるだらうと思つておりますが、これらに対しては、その期限が遅れてもこれを認めるのか。あるいは認めるといふ場合において、さらに私は一歩進んで税務署あるいは主税局においてこれを奨励する、指導するといふやうな御意図があるかどうか、この点を承りたい。

○平田政府委員 期限内に申告しなかつた人、それから申告したが、あとで精密に計算した数字と合わないやつ。従つてあとで過少申告になつたやうな人、こういう人に対しては後ほどよく調査しまして、正しい申告が出て来た場合に、お話を加算税をどうするかという問題が問題として残るか存じます。ただその点につきましては、まだここであつたに申上げることは、いかばかりと思つて、できる限り無理のないやうな方法をとりまして、税務署の一応正しくまゐりました基準に従ひまして、正しい申告が出て来た場合におきましては、加算税の徴収等につきましても、あまり無理をしない方がいいのではないかと私は考へております。まだそのやうな点につきましては、はつきりしたことを今日は申し上げかねますけれども、できる限り納税者の事情も考慮いたしまして、適當な措置をとりたいと考えております。

○有田(二)委員 主税局長の御趣旨はよくわかりました。相當の資産があるのかかわらずこれを出さないといふやうなものに対しては、斷固たる処置をとることに決して私は反對するのではないのです。しかし現状は、大蔵省としても国税庁としても、まだはつきりしないという点もあつて、いろいろ議論の余地も私はあるところだらうと思つて、従つて情状酌量すべき筋合いのものなり、かような考へを持ち得るものにつきましては、相當の指導あるのだ、かような見解を持つておりますが、大体主税局長の御答弁は、私の御質問申し上げた趣旨に沿つておる、かような見解をとりましたので、この質問はこれをもちつて保留するのであります。本問題を論議いたしたいと思つて。

○夏堀委員 次は在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案につきまして、もうあつと具体的に説明願ひたいと思つて。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○夏堀委員 起立多数。よつて原案は修正可決されました。

○酒井政府委員 それでは先ほど提案理由の説明のごさいました在外公館等借入金返済の準備に関する法律案につきまして、若干補足的に御説明を申し上げます。

りまして、大体出て参りました申請によりまして、各地の借入れ模様もわかつて参りましたので、できるだけ早く国といたしましてはこれを返済する必要があるという事を考えまして、今回この法律におきまして、二十六年中に返済を開始するという規定を設けたわけでありまして、ただこの返済の仕方につきましては、まず先ほど申し上げました評価をどうするかということ

たしまして、ともかく次の国会には必ず返済の法律を出しまして、本年度中に返済を開始する。できるだけ早く返済を開始したいというのが第一條でございまして、これによつて政府は次の国会にこの法律案を出し、予算的措置をするという義務を課せられることになるわけでありまして、第二條は、その法律案におきまして返済の方法を規定いたします場合に、若干精神的なもの

開税定率法の審議の参考にするため、この開税定率法の改正について、司令部の方から勧告案というほど強いものではないかもしれませんが、いろいろの司令部側の意向が大蔵当局に示されておること、実は聞いておるのであります。開税審議会の方へはそういう資料が出されておること、これを聞きまして、この点が本案の審議の上、われ／＼非常に参考になる資料と考えますので、ひとつ本委員会の審議に間に合うように出していただきたいということを、資料要求として申し上げておきたいと思ひます。

率法の改正の基本的な部分に触れた資料のように私聞いておりますので、これはぜひひとつ出していただきたいと思ひます。

在外公館等借入金の返済に関する問題につきましては、すでに昭和二十四年の六月に、在外公館等借入金整理準備審査会という法律が公布実施いたされまして、主として外務省におきまして、終戦時在外公館等において、現地の居留民等から引揚げ費用等に充てるために借入れをいたしました借入金の確認を続けております。現在約二十一万件申請が出ておまして、そのうち三万八千件ほどの申請は確認済みでございまして、なお残りが相当ござい

かといふことは、評価がきまりませんとなか／＼決定しにくいというふうな事情もございまして、今回この法律案によりまして、大蔵省に審議会を設けまして、大蔵省、外務省関係の官吏のほか、現地から引揚げて来られたような現地の経済事情に詳しい、しかもきわめて公平な見地を有しておられる学識経験者の中から、委員にお集まりをお願いしまして、在外公館の借入金の評価をまず決定いたしまして、その評価の決定に基づきまして、いかなる方法で返すかという返済の方法を立案いたしまして、この国会の次に召集される最初の国会に、返済に関する法律案を提案いたしたいと考へておる次第であります。

これは御承知のように、似たような問題といたしまして、在外財産の問題もございまして、あるいは戦災を受けられた方々の負担の問題もございまして、また傷病兵等の関連問題もございまして、広くそういう戦争による犠牲、その他現在の国民財政負担といったような見地からも総合的に見まして、公正かつ安当な基準で定めたいという趣旨であります。第三條以下は、その審議会の組織に関する規定でございまして、審議会は大蔵事務次官が会長になりまして、委員が八人、このうちの三人は大蔵省及び外務省の関係職員の中から選任いたしまして、あと五人が、先ほど申し上げました現地の経済事情に通じており、公平な意見を持つておられる学識経験者から選ぶ、かような趣旨になつております。簡単にございまして、この際補足的な説明を終りたいと存じます。

○田中(總)委員 この際委員長を通じて政府に要求したいのですが、それは開税定率法の審議の参考にするため、この開税定率法の改正について、司令部の方から勧告案というほど強いものではないかもしれませんが、いろいろの司令部側の意向が大蔵当局に示されておること、実は聞いておるのであります。開税審議会の方へはそういう資料が出されておること、これを聞きまして、この点が本案の審議の上、われ／＼非常に参考になる資料と考えますので、ひとつ本委員会の審議に間に合うように出していただきたいということを、資料要求として申し上げておきたいと思ひます。

○平田政府委員 開税審議会の方には別段そういう資料は提出してないのてございまして、定率法の審議に必要ないろ／＼な資料は提供いたしておりますが、関係方面の意見と申しまして、それは過渡的な段階におきまして、いろ／＼な意見でありまして、審議会等にも別段提出したものはございせん。経過等につきましては必要でございまして、いろ／＼御説明申し上げてもよろしいかと思ひますが、別段書面でお配りするような資料はないかと思つております。

ますが、この中には大体七万件ほどは確認の対象になりそうもないという件数が含まれておりますので、総体は十三万八千件くらいございまして、そのうち約三万数千件の確認を終り、あと十万余件ほどの確認事務が残つております。これらにつきましては鋭意確認を促進いたしまして、おおむね本年内にはその確認を終了するはずでござい

は、この国会の次の最初に来る国会に、返済に関する必要な法律案並びにこれに伴う予算的措置——もしも補正予算を要しますならば予算の補正案、あるいは予備金で間に合うという程度でございましてならば、予備金支出の方法をとるといふふなことをい

○田中(總)委員 この際委員長を通じて政府に要求したいのですが、それは開税定率法の審議の参考にするため、この開税定率法の改正について、司令部の方から勧告案というほど強いものではないかもしれませんが、いろいろの司令部側の意向が大蔵当局に示されておること、実は聞いておるのであります。開税審議会の方へはそういう資料が出されておること、これを聞きまして、この点が本案の審議の上、われ／＼非常に参考になる資料と考えますので、ひとつ本委員会の審議に間に合うように出していただきたいということを、資料要求として申し上げておきたいと思ひます。

○平田政府委員 開税審議会の方には別段そういう資料は提出してないのてございまして、定率法の審議に必要ないろ／＼な資料は提供いたしておりますが、関係方面の意見と申しまして、それは過渡的な段階におきまして、いろ／＼な意見でありまして、審議会等にも別段提出したものはございせん。経過等につきましては必要でございまして、いろ／＼御説明申し上げてもよろしいかと思ひますが、別段書面でお配りするような資料はないかと思つております。

○田中(總)委員 これは大蔵省から出されたのじやないかと私は想像しておりますが、審議会の関係の諸君から私の方は入手する方法もあるのですが、今主税局長が言われたように、今までの経過について、もちろん基本的な問題に触れたような点についてのそれを、文書の形ででも提出していただきたいと思ひます。あとで私の方で審議会の諸君から入手して、実は大蔵省から提出された司令部の指示の意見というか、それはこういうものだという資料が出たら、困るようなことはありせんか。

が、これは現地通貨、たとへば法幣とか満銀券というような現地通貨表示をもつて確認いたされておりますので、これを国が将来返済いたします場合には、日本の円に直して幾らの債務として返済するかということが、非常に重要な点でございまして、そういう借入金の評価の問題につきまして、なかなか困難な問題がございまして、なかなか支拂いの開始という段階まではなかつていなかつた状況であります。しか

は、この国会の次の最初に来る国会に、返済に関する必要な法律案並びにこれに伴う予算的措置——もしも補正予算を要しますならば予算の補正案、あるいは予備金で間に合うという程度でございましてならば、予備金支出の方法をとるといふふなことをい

○田中(總)委員 この際委員長を通じて政府に要求したいのですが、それは開税定率法の審議の参考にするため、この開税定率法の改正について、司令部の方から勧告案というほど強いものではないかもしれませんが、いろいろの司令部側の意向が大蔵当局に示されておること、実は聞いておるのであります。開税審議会の方へはそういう資料が出されておること、これを聞きまして、この点が本案の審議の上、われ／＼非常に参考になる資料と考えますので、ひとつ本委員会の審議に間に合うように出していただきたいということを、資料要求として申し上げておきたいと思ひます。

○平田政府委員 開税審議会の方には別段そういう資料は提出してないのてございまして、定率法の審議に必要ないろ／＼な資料は提供いたしておりますが、関係方面の意見と申しまして、それは過渡的な段階におきまして、いろ／＼な意見でありまして、審議会等にも別段提出したものはございせん。経過等につきましては必要でございまして、いろ／＼御説明申し上げてもよろしいかと思ひますが、別段書面でお配りするような資料はないかと思つております。

○田中(總)委員 これは大蔵省から出されたのじやないかと私は想像しておりますが、審議会の関係の諸君から私の方は入手する方法もあるのですが、今主税局長が言われたように、今までの経過について、もちろん基本的な問題に触れたような点についてのそれを、文書の形ででも提出していただきたいと思ひます。あとで私の方で審議会の諸君から入手して、実は大蔵省から提出された司令部の指示の意見というか、それはこういうものだという資料が出たら、困るようなことはありせんか。

いまして、そういうふうなものは、文書でお出しするよりも、むしろ石田税関部長がその方を主として担当してやつておりましたので、適当な方法でこの委員会で御説明申し上げるのには、さしつかえないかと思つてございいます。

○田中(總)委員 それでは何か審議会の審議の経過に関する記録でもあれば、そういう意味で私の聞いたことも参考にならうかと思つたので、そういうものがありますれば、出していただきたいと思ひます。

○平田政府委員 審議会は、二日にわたつて、朝十時から夕方五時ごろまで、非常に熱心な審議を続けましたので、その際の要録と申しますか、要点につきましては、これはもちろん御参考になるかと思ひますので、必要でございすれば、取りまとめて提出してさしつかえないと思ひます。なるべく取急いで差出します。なお詳しいことは、必要に応じて口頭で御説明させていただきます。

○農村委員 在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案に関連いたしてお尋ねいたしますが、この借入金金、現在までの調査によると、約三千件余り出ていることとありますが、大体大わけしてどういふ地区が多いのか、その点をお尋ねしておきます。

○酒井政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、申請が出ております件数は約二十一万件でございいます。そのうち、大体確認の対象にならないものではないかと思はれるものが約七万件ございまして、残り十三万件ぐらゐが確認されるのじやないかと考えております。大体の略種別の金額から見ま

すと、やはり非常に多いと思ひます。約ができれば多少の補償はしなければならぬ。その補償をするということになれば、負担の公平を考へる場合、その審議会の委員のメンバーは、政府案としては多少これは不公平でないか。つまり現地の実情に明るい人を五人ばかり入れると言われるが、その以外に、そういう借入金以外の補償関係の人を相当入れるべきではないかと思ふのでありますが、その点政府はどうお考えになつたおられますか。

○西川政府委員 この審議会の八名のうち五名は民間の学識経験者でありましたが、先ほど事務局から申し上げましたように、満州とか朝鮮あるいは華北、その他南方、この方面におられた公正なる学識経験者を入れるということになつておりますが、この審議会で、海替レートをきめるといふのが主体でありまして、従ひまして現地におられた方におもに入つていただいて、そしてレートに決定に御協力願う、こういうような方針をとつておる次第でございいます。

○農村委員 審議会のメンバーのうち、民間から出る人は海替レートを判定するといふか、それに重点を置くといふこととありますが、そういたしますと、大体借入金金の評価は、その当時のレートに準拠し、なお今日までのインフレによる通貨価値の下落といふことのみに限定して評価なさるのか。それともその他の資産の補償とのにらみ合せはお考えにならぬのか。その点をお尋ねしておきます。

○西川政府委員 この換算率の問題は、実は昨年当初よりいろいろ研究してみたのですが、なかなかむずかしい問題で、結局外務省に確認するところの審査会を設けたのでありますが、それとも大蔵省その他各方面との連繫をとりまして、このレートの問題を研究しておつたわけでありまして、ところがいろいろな情勢の関係によりまして、なか／＼このレートがきまらない。それで一日も早く支拂いたいといふので、そこでこの海替レートを主体とした審査会を設けていただき、大蔵省では換算率をきめる、こういうふうになつて、そしてその当時と、あるいはまたそれから後の物価の変動とか、あるいは戦争被害者の全体の公平の点等も考慮いたしまして、そして決定したい、こういう趣旨であります。

○西川政府委員 外務省の方にお伺いいたしますが、この海替レートをきめる前に確認の問題が先だと思ふのです。その確認が十分できておらないらしいのです。そのために非常に多く財産を預けておきながら、現在生活に困つておるような人があるのです。この確認はどういうぐあいにしておつておられるのですか。何か確認の條項とか、條件とかいふものがあるのですか。

○酒井政府委員 ただいま外務省の方にお尋ねがございましたが、外務省の方にお見えになつておりませんので、私が知つております限りのことをお答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、大体確認の仕方といはしますと、借入れ主体別に、たとへば奉天地区で、奉天の元総領事官が借入れた金の性質は、引揚げのために使われたのか、あるいはどういふふうに使われたのか、はたしてこれは外務省か

らの訓令に従つて、現地居留民が引揚げのために必要であつたのかどうかという点を中心にしたしまして、なお借入証が成規の借入証であるかどうかといふような点を調べて、その借入れ主体別に方針が決定いたしました。その地区の借入れにつきましても、個別的にその決定いたしました方針に基いて、個々に審査をして現実にきめておるような状況であります。

○西川政府委員 用途が引揚げに要する経費であつたかどうか、こういうことが一つの基準になつておるといふお話ですが、貸した方はそういう用途といふことで出しておるのですが、それが実際にどういふふうに使われたかは、これは貸し出した人には責任がないわけですね。この用途が引揚げに必要なものに使われておつたといふことになつておつたといふことになつた場合には、どうなるのでございませうか。

○酒井政府委員 この引揚げ経費は、昭和二十年九月七日に、外務大臣から在外公館長あてに、在留邦人引揚げ経費に関する件といふことで訓令が出ております。居留民の処置について適切な手を打つために、必要な経費がこちらから送金できないから、いづれこれは政府として返すのであるから、そのために必要な金額は現地で借りるようになり、大体そういう趣旨の訓令が出ております。その場合に、もちろん貸ししました方で、これは正確にどういふふうに使われたかといふことはわかりませんが、これも程度問題でありまして、おおむね在外公館の方で、この目的のために必要だからといふことで借りまして、その借りましたときには、証

明、金額等の明細を付しまして、証

郵便類を整備してございますから、その証書類に基いて返済を行うのでありまして、それが現実に何に使われたかというところを一つこまかくつつ込んで参りますと、かなり疑問も出て参るかと思いますけれども、そういう趣旨で公館が借りたのだということが立証されますならば、それは確認の対象になるというふうに聞いております。

○吉米地(英)委員 そのように、居留民の引揚げに要する費用として貸したという証書類があれば、その用途が現実にどうであるかということは問題にならない、こういうわけでございますか。

○酒井政府委員 問題にならないというところではございませんで、大体そういう趣旨で借りたのだ。そうしてまた在外公館としてはそういうふうに使ったのだということが立証できる場合には、確認の対象になる。先ほど申し上げましたように、こういう趣旨で借りたのだというところが、借用証に整備されてございますれば、おおむねそれによつて確認をいたしておるわけでございます。

○吉米地(英)委員 場合によると、その受入れを銀行などに取扱わせたようなところもあるらうございませうが、その場合にはどうなりますか。

○酒井政府委員 これは御承知かと存じますが、いわゆる調整料というものがございまして、あの当時公定レートがございまして、その公定レートを維持いたします反面、実質的に相場が現実とは開いておつたというために、内地に送金いたします場合に、調整料をとつていた事例が相当あるものであります。その調整料がやはりこの確認の

対象になるというふうに考へて、かなり申請が出て参つておりますが、ただいまお話しのごさした件は、この調整料などの問題ではないかと考へます。いかがでございますでしょうか。

○吉米地(英)委員 その調整料の問題でございますが、同時に成規の借入証というところになって、銀行が代理人として金の受取りをやつておる。こういう場合には、その銀行の受取証で成規のものとして認められるかどうか。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねの点は、私も詳細はわかりませんが、外務省の方をこちらに出席させて御答弁することにいたします。

○吉米地(英)委員 そういたしますと、外務省の方から来ていただかないと、確認はいつごろまでにできるかと、それから確認の要件がどういふものであるか、はつきりわからないらしいから、これはあらためて質問いたしたいと存じます。

○島村委員 この問題の御処理にあつては、ぜひ御苦労されておることをお察しするのですが、実は私が大蔵省に在職いたしておりました当時、この問題についていふん陳情がありまして、こつちへ引揚げるときに、預り証ですか、借用証ですか、そういう書類を全部押収されたということを盛んに聞かされたが、そういう人たちの確認は非常に困るのではないかと、うな感じがいたしますが、それに対して御所見を承りたいと思ひます。

〔委員長退席、奥村委員長代理着席〕
○酒井政府委員 その問題も外務省の方から来てから一緒にお願いいたします。

○三宅(剛)委員 私はわずかの時間を利用いたしまして、物品税のことについてちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

この前の国会で物品税については大分免除するものができましたが、これはまことに国会並びに政府の努力であると感じておるのであります。今回ズルチン、サツカリン等に関しまして、一キロにつき千円というふうに改正せられておりますが、これに関連して

二、三お伺ひいたしたいと思ひます。物品税を納めたというのを証明する際には、物品税証紙または物品税表示証というのですか、それを張るというふうに定められておるのであります。この手帳もしくはそれらに對します取扱い上において、なか／＼困難であらうと思ふのでありますが、政府はどういうふうにして民間業者にそういう証紙を渡し、もしくはそういうものを張らせてこれを利用しようと思つておられますか。その辺について、實際面を担当しておられる主税局長から、詳しくお示し願ひたいと思ふのであります。

○平田政府委員 物品税につきましまして、御指摘の通り今回改正いたしましたのは二点であります。一つはサツカリン、ズルチンにつきまして、その製品の段階で課税し得るような規定を設けております。それからいま一つは、物品税証紙を貼付し得るようなことに規定した二点であります。物品税証紙は政府で作成いたしましたので、これを物品税の納税義務者に渡すわけでございます。この証紙は取引高税の証紙や印紙と違ひまして、額面金額は別に示しております。ただこのものは物品税

を納めたものであるというところをはつきり証明する意味において、課税物品の適当なところに貼付させるわけでありまして、そういういたしました場合には、たして成規の納税をしたメーカーのつくつた物であるか、あるいは脱税品であるかという見境が非常につきやすくなるのでございます。従つてその点で取締りが非常に容易になりますし、またその結果なか／＼簡単に脱税ができてくるようになります。物品税の課税に資するところが大きいと考えておるのでございます。今申しましたように、額面金額も何もないのであります。ただ成規の物品税を納めたものであるという証紙材料を示しておるというだけでございますから、これは割合に手数をいたしまして簡単であらうかと考へております。大体メーカーの段階におきましては、何らかのマークをつけおいておるが、そういう際にあわせ

て証紙をつけるようにしていただければいいのでございます。ただ物によりましては意匠その他を非常に阻害するといふ場合がございまして、そういう場合には証紙を使わないで、自分のネーム・プレートみたいなものに税務署で証印をしてもいいかと、それでかえることもできる規定を設けております。また物品税表示証というものを使用しておりますけれども、そういうことに

よりまして、できるだけ納税者の便宜も品物の種類に依つてはかりたい。さらにこの制度をあらゆるものに對して適用する必要はないと思ふのでございまして、このような方法によりましてはつきりさせるに値するものを、よく業界の実情等を調べてきめたい。とても証紙なんか張れないものに對し

て張らせるつもりはないのであります。よく物品の実情を調べて、物によりまして張らせるという形になります。それはすべて業者と国税庁とに聞きまして、大蔵省において処理いたしたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 ただいまの平田主税局長の御答弁によりまして、物品には証紙を張る、あるいは表示証をつける、こういう事柄は一つの進歩であると考えて、私も了承にやぶさかではございません。ただ私の憂へますことは、この証紙等を過分に多数受取つておいて、あるいは買つておいて、かつてに張られたものではたまたないのではありませんか、証紙を張るについては、その製品について多少検査をするといふことも必要ではないかといふことを考へるものであります。そういうことを製造業者にかつてにまかしておくべきであらうかといふことが一点。

それからもう一つ、どれだけ拂つたかという価格を表示した方が、むしろ適切であると考えておりますが、これは政府といたしまして、物品の流通上、物品税が幾らかと、いうことを示さない方が、国民大衆から税をとる上において妥當であると考えておりますか。私はむしろ明示せられた方が適當であらうと考えておりますが、それに対する感想について答弁を得たいと存じます。

○平田政府委員 もしも完璧を期するつもりでございませうれば、証紙を張る際に立ち会つて申しますか、現品検査をすべきことが理想かと思ひますが、しかしこれはなか／＼手数を省けないこととなります。とき／＼検査も必要かと思ひますが、全部の場合

に現品検査をやることは必要ならう。証紙を幾ら使つて現在手持ちが幾らあるかという事は、それは政府から交付する際に明らかにするつもりであり、全部一々現品検査までするというのは、少し行き過ぎじやないかと思ひます。

それからもう一つは、今お話の額面を示す御意見でございますが、これも理想はそういう案も考えられますが、額面をつけるとつけないのでは手数が非常に違ふ。それから証紙の枚数等も物によつては大分たくさんいるということになりまして、端数の場合どうするか、なか／＼めんどうでございます。取引高税の場合に照しまして、なか／＼簡単ではございません。従つてそこまで複雑なものにするのもどうか。ただこの品物は納税者が税金を納めたものであるかどうかという事が、はつきり見やすいようにならうにすれば、これでその目的が達せられるのではないかと。それによつてやみ品がすぐに見つかるようにしまして、比較的取締りを容易にする。またそれによつてやみ行為がなか／＼できなくなる。その程度で満足すべきではないか。そのように考へておるのでありまして、あまりむずかしくすることは考へていないのであります。

○三宅(則)委員 政府の御意思も大体わかつて参りましたのですが、私はこういうことを思ふのでございます。実は政府のお考えと比較してみたいと思ひますが、各種団体には協同組合あるいは同業組合と言いますか、同種団体の組合がありまして、製品については一応検査をする。その検査をいたしますと、マークを打つかあるいはレッテルを張るとかいうことになつておりまして、たとへば亜鉛板等につきましても、これが適正に亜鉛がついておるかどうかということ、組合から見に来ておるのであります。こういうような單純な製品につきましても、ある程度組合に責任を持たせてやるということも、一つの案だろうと思ひますが、政府もいたしまして、税務職員が出張したしまして、これらに對します検査をする必要があるかどうかという事が一点であります。もう一つは証紙を盗まれる、あるいは多く買つておいて濫売する、人へわけてやる、こういうことになりまして、はなはだ面目を失ふわけでありまして、私はデパートの肩持ちをするわけではございませんが、たとへば三越とか何とかはなはだりつぱなデパートにおきましては、自分のレッテルが張つてあることによつて責任を感じる。自分の商品に間違ひがないということ、豪語しておるのであります。そういうふうにして全店あるいは全組合等がなりますれば、もうとよりけつこうな話であります。統制は私はすきではありますませんが、そういうような面から考へまして、検査をする機関というものを政府も助長いたしましてつくる方が、かえつて製品が上質になり、悪質なものを除去するという点に寄與貢獻すること、きわめて大であると思ひます。そののであります。そういうふうにして、一歩進める御勇氣と熱意があるかどうかということをお伺ひいたします。これと同時にあわせて証紙濫用の防止をすることを考へるにないか。これをもう一べん伺ひたい。

○平田政府委員 この証紙につきましても、これは先ほど申しましたように、額面も表示しない。ただ物品税を納めておるものであるという証明の証紙みたいなものを、物にくつつけるといふ程度のものでございまして、まづ転売すると申ししましても、比較的取締りに簡單ではないかと考へます。もちろん幾ら納税者に渡したか、それから課税物件を何個庫出したか、こういうことにつきましては、始終受拂いはつきりいたしまして検査を必要とするかと存じます。それからもちろん偽造した場合その他につきましては、これは印紙と類似の取締りを行うことによりまして、それ／＼そういう行為がありましてした場合におきましては、徹底した取締りを実行いたしたい。そういう際に、納入者以外の組合があつた場合に、組合をどの程度使うかという問題であります。これははつきり申し上げまして、この制度を実行いたすために、納入者に若干手数がかかるわけでありまして、従つて交付金等を出したかどうかということも考へてみたのであります。従つて、しかしそれまで行きますのは、やはり行き過ぎではないか。なるべく徴税、納税の仕事は納税者と役所で責任を持つてやるべきだ、こういう原則がありまして、組合等にあまゝ責任ある仕事をやらせるといふことになつておられますので、特別な補助金等は交付しないことにいたしておるのでございます。しかし實際上そういう団体が現在ある場合におきまして、どの程度そういう団体にこの仕事をしても、ええですか、その点につきましてはよく實際を取調べまして、行き過ぎにならない程度におきまして、考へてみたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私の申し上げることにつきまして御答弁があつたわけでありまして、この物品税につきましては相當部が濫用する。たとへば同業組合の理事、専務理事というものが濫用して適当に物品税を納めさせ、あとのものを免除するやうなこともあつたやうに聞いたのであります。だん／＼物品税も安くなつて來ましたから、そう悪質なものはないかと思ひます。過去においては主税局長のお考えとたいへん違つたところを見ている。主税局長は半分くらい納まるであらうと言つておるが、私の聞くところによると、ガラス張り経営を商工会議所などで指導しているが、そのガラス張り経営でも實際に聞いてみると三割だ、その他の七割ないし八割はやみだ、こういうことを私どもに言うてくれたのです。全部が全部そういうことではありませんが、やもすると物品税につきましては、そういうやうな脱落あるいは過少申告ということがあつたわけでありまして、これにつきましては煙眼を持つておられます當局ではございますが、なお一段と下の官吏の方を奮勵いたしましてこれをやつて行かないと、今申し上げましたやうに商人にしてやられる。往々にしてそういうことを聞くのであります。ガラス張り経営においてもやみでありますから、まして一般経営においてもはもつとひどいところがあるのじやないかといふことを言われておりますが、これに對しまして政府の御意思、今後の対策等についてお考えがあらうれば、この際承つておきたいと存じます。

○平田政府委員 物品税につきましてお話のやうな大分欠陥があることに ついては、私もよく聞いてゐるのでございまして、それ／＼してできる限り取締りの努力をいたしてゐるわけでございますが、またこの税率等の無理が、そういうふうな原因に起つてゐる事情もございまして、すでに二回にわたつては相當大幅な引下げ、減税を実行いたして参つたわけでございます。従ひまして私はそういう点は一挙に解決は行かないと思ひますが、徐々によくなるだらうと思ひますが、期待いたしておきます。それに今回のような措置も講じまして、役所といたしましても役人がしつかり勉強しておりますれば、そういうことはだん／＼少くなりまして、そういうことによつて困庫収入もふえる、また正業者が困らない、正しい競争ができるということになりますと思ひます。そういうことにつきまして極力努力をいたしたいと思ひます。

○夏堀委員 此の際お諮りいたしました。関稅定率法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会、農林委員会及び水産委員会より、本委員会に連合審査を開きたい旨の申入れがあらうますが、これら三委員会と連合審査を開くことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

連合審査会の開會時日につきましては、各委員長協議して決定することになつておりますが、明日午前十時より開會する予定でありますから、さよう御了承願ひます。

○夏堀委員長 次に資金運用部資金法案、郵便貯金特別会計法案及び資金運用部特別会計法案を議題といたし、お諮りいたします。ただいまの三案につきましては、郵政委員会より連合審査会を開きたい旨の申入れがありますので、この三案につきまして郵政委員会との連合審査会を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議なきようでありますから、さよう決定いたします。

なお連合審査会の開会時日につきましては、委員長と協議をいたしまして決定いたすことにいたします。さよう御了承願います。大休明後日十四日午前十時より開会いたす予定になるだろうと存じますから、御了承願います。

それでは本日はこれをもって散会いたします。

午後四時九分散会

〔参照〕

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書〔都台により別冊附録に掲載〕

衆議院大蔵委員会議録第二十四号
中正誤

頁 段 行 誤 正

一 一 四 小山長規君 奥村又十郎君

三 奥村又十郎君 小山長規君

昭和二十六年三月二十三日印刷

昭和二十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所